

平成 2 3 年 2 月 1 日 開 会

第 1 回 柳 津 町 議 会 臨 時 会

# 会 議 録

柳 津 町 議 会

平成23年 第1回柳津町議会臨時会会議録

平成23年2月1日第1回柳津町議会臨時会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 横田善郎	5番 鈴木吉信	8番 伊藤毅
2番 菊地正	6番 小林功	9番 磯部静雄
3番 羽賀弘	7番 荒明正一	10番 田崎為浩

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

町長の説明について

議案第1号 柳津町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について

議案第2号 平成22年度柳津町一般会計補正予算

議案第3号 平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第4号 工事請負契約の変更について

議案第5号 指定金融機関の変更について

平成23年 第1回柳津町議会臨時会会議録

第1日 平成23年2月1日(火曜日)

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 横田善郎	5番 鈴木吉信	8番 伊藤毅
2番 菊地正	6番 小林功	9番 磯部静雄
3番 羽賀弘	7番 荒明正一	10番 田崎為浩

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席したものは次のとおりである。

町長 井関庄一	地域振興課長 佐藤静穂
副町長 田崎幸一	保育所長 岩佐節子
総務課長 新井田健一	教育長 新井田明義
出納室長 齋藤勇雄	教育課長 伊藤光正
町民課長 矢部良一	公民館長 長谷川富雄

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 新井田 敏	主 査 鈴木貴雄
--------------	----------

5. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	町長の説明について
日程第 4	議案第 1 号 柳津町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
日程第 5	議案第 2 号 平成22年度柳津町一般会計補正予算
日程第 6	議案第 3 号 平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 7	議案第 4 号 工事請負契約の変更について
日程第 8	議案第 5 号 指定金融機関の変更について

◎開会及び会議の宣言

○議長

おはようございます。

只今から平成23年第1回柳津町議会臨時会を開会します。

○議長

これより本日の会議を開きます。(午後1時30分)

本日の議事日程は、お手元にお配りの通りであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により指名をいたします。

2番 菊地正君、3番 羽賀弘君、5番 鈴木吉信君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会において本日1日間と協議願ったところ  
ありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

ご異議なきものと認めます。

よって、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定いたしました。

◎町長の説明について

○議長

日程第3、町長の説明について、町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

おはようございます。

本日、平成23年第1回柳津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には  
何かとご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本議会に提案いたします案件は、条例の制定に関する案件1件、平成22年度補正予算  
に関する案件2件、工事請負契約の変更に関する案件1件、指定金融機関の指定に関する  
案件1件、以上の5件であります。議員の皆様には慎重審議の上、議決賜りますように  
ろしくお願いをいたします。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第1号「柳津町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」を議題

といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第1号「柳津町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」提案理由の説明をいたします。本案は、国の補正予算による地域活性化交付金について、基金積立を行うために条例を制定するものであります。

尚、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第1号「柳津町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」補足してご説明を申し上げます。

この条例は光をそそぐ交付金事業を基金に積み立てして事業を行うものでありまして、第1条で、設置目的ということで、住民生活にとって大事な分野でありながら、十分光が当てられなかった分野に対する強化を図るため、柳津町住民生活に光をそそぐ基金設置するものであります。

基金の額であります。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額ということになります。

管理でございますが、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他、最も有効な方法によって保管し、基金に属する現金は必要に応じて、最も有利な有価証券に換えることができる。

運用益の処理ですが、基金から生ずる利益は、予算に計上して、基金に編入するものとします。

処分でございますが、基金はその目的を達するために、必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第6条では委任でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定めると。

附則の施行期日であります。この条例は公布の日から施行する。

今回、この条例の執行でございますが、この条例は2年間で行いますので、2項で、この条例は25年3月31日までの限りでその効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときには、当該残余財産の額に相当する額を予算に計上して、国庫に返納するものということで、これは国からの交付金事業でやっておりますので、そこから発生した利子とか、そういうのがある場合には国庫に返納しなければならないということで、この附則を設けております。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

1番、横田善郎君。

○1番

この基金の使い道として、前に説明ありました調書のほうで、1番から3番までの心の健康相談事業、それからホームヘルパー養成補助事業、それから図書管理事業と3つありますが、この3つに限った事業で、この基金事業を実質は23年度と24年度の2カ年だと思うんですが、この事業をやるっていうことの確認をちょっと説明をお願いしたいと思えます。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

この後、補正予算がありますが、一応、補正予算の中で、基金として、それぞれ心の相談事業320万、ヘルパーの養成230万、あと図書の購入ですね、生涯教育の、教育図書ということで450万、合わせて1,000万というような基金を積み立てて行うものであります。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

あくまでも、この3つに限った事業を行うということだと今、説明を受けましたが、この事業を入れますと、この第1条に、今まで十分に光が当てられなかった分野ということで、括弧として、地方消費行政、それからDV対策、それから自殺予防等の弱者対策、それから自立支援、地域づくり、こういうふうに目的が限られているんですが、一つ疑問に思いましたのは、図書の管理事業という450万というかなりこれ1,000万の半分近く占めてるんですが、これはこの中のどれに当てはまるの図書管理事業なんでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

図書の管理事業につきましては、ここの中の、知の地域づくりということで、これにつきましては、国のほうで事業がある中で、知の地域づくりということで、技術や人材の育成と活用、あと知の地域づくりのためのいろんな事業とか、教育環境の充実とか、そういうのも入っておりますので、その知の地域づくり事業ということで、当初事業を進めるということで当初事業を進めるものであります。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

知の地域づくり事業ということで、図書の購入であれば、この前のきめ細かな交付金事業では、これは対応できなかったんでしょうか。むしろ、光をそそぐ事業ということであれば、もう少し福祉とか何か、いろんなどころにもあったような気もするんですが、この図書の購入は前の事業では対応できなかったのかどうなのかと。

この知の地域づくり事業、この事業では買う図書の内容等についても何か限定、規制されるものがあるんでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

失礼しました、ここの450万の、図書購入とか私申しましたが、図書の管理事業ということで、図書、今までふれあい館とか、そういうのあります。で今学校にも図書買うんですが、その図書の整理というのが、よく行われなかったんで、その図書の整理ということで、資格あればなおいいんですが、資格ない者でもできるようにということで、そういったことで、その整備に関する事業ということで、訂正をさせていただきます。ですから、そこに関する人件費分ということでございます。

大変失礼しました。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

だから予算書の中に図書購入ってことあって、2つに何で分けんのかなという思いもしたんですが。ただ、今の説明ですと、図書館司書等を置くということなんですが、これはどのような形で、いわゆる職員として、あるいは臨時的に短期間的に置くっていう考えなんですか。この2カ年間だけ、23年から24年の2カ年間だけ置くという考えなんでしょうか。

○議長

はい、総務課長。

○総務課長

これは、2カ年で図書のそういった整備をするというようなことで、2カ年、臨時でお願いするというところでございます。

○議長

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第1号「柳津町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第5、議案第2号「平成22年度柳津町一般会計補正予算」についてを議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第2号「平成22年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第3号「平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

尚、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第2号「平成22年度柳津町一般会計補正予算」についてご説明をいたします。

3ページでございますが、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,096万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,494万2千円とするものであります。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

9ページをお開きください。歳入であります。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金となりますが、補正額8,032万8千円でございます。地域活性化・きめ細かな交付金で7,030万6千円、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金で1,002万2千円でございます。

次に、県支出金、県補助金、衛生費県補助金でございますが、補正額で63万3千円。これは子宮頸がん等のワクチン予防接種に対する補助でございます。

次に、歳出でございますが、総務費、総務管理費、財政管理費で補正額1,000万ということで、これは基金に積み立てるものでありまして、柳津町住民生活に光をそそぐ基金の元金でございます。

あと、財産管理費で392万円、この主なものにつきましては、工事費で屋根の塗装ということで、これは役場の車庫の分でございます。

次に、施設の取り壊しということで、これは旧温泉組合の古い倉庫の分と、あと野老沢

の配水地、あとうちのほうにあります町民バスの倉庫等の取り壊しということで、165万でございます。

あと次に、支所及出張所費でございますが、230万。これは支所の屋根、あと鉄骨部分の塗装の工事請負費であります。

あと町民バス管理費で9万6千円。これは借上料でございますが、軽井沢線の町民バスのヒーターが故障しましたので、その代替バスの使用料ということで計上しております。

次に民生費、社会福祉費の老人福祉費でございますが、50万。これは今回の豪雪によります高齢者の除雪支援ということで、社会福祉協議会の補助ということで50万計上しております。

次のページに行きまして、柳津保育所の運営費でございますが、42万。この需用費につきましては、修繕等で、暖房等に係る修繕費でございます。

次に衛生費の保健衛生費の保健衛生総務費でございますが、290万。これは、一般会計から国民健康保険の施設勘定のほうに繰出す金額でございます。あと予防費で130万。これは予防接種の委託ということで、130万でございます。

次に農林水産業費の農業費、農業振興費でございますが、2,100万。これは、施設管理備品等の購入経費であります。

次に林業費の林業総務費580万。これは森林公園等の整備の工事費でございます。

林道維持管理費の補正額で2,250万。これは工事請負で、道路の維持補修等の経費でございます。

次に商工費の観光費でございますが、補正額が160万円。これは施設の改修工事ということでの経費でございます。

あと土木費で道路橋梁費でございますが、道路維持費で3,723万6千円でございます。これは今回の豪雪による除雪経費ということで、除雪の賃金で317万6千円。燃料費で246万。光熱水費で80万。次の委託料はきめ細かな事業の設計委託料ということで400万です。次の使用料が除雪経費に係る機械の借上げ等の50万でございます。次に、きめ細かな事業ということで、工事請負費で2,593万5千円でございます。

次に消防費の消防費、防災費ということで、112万円。これは今回の豪雪によりまして、各行政区等の支援ということで、豪雪対策特別交付金ということで112万円でございます。

次に教育費、小学校費、柳津小学校管理費ということで、工事としまして40万円。これは学校の防犯システムの整備工事であります。次に西山小学校管理費の40万。これも同様でございます。次に柳津小学校の教育振興費100万。これは図書の購入費でございます。次に西山小学校教育振興費の100万。これも図書の購入経費でございます。

次に中学校費の柳津中学校管理費40万。これも防犯システムの整備工事であります。西山中学校の管理費40万。これも学校の防犯システムの工事費であります。柳津中学校の教育振興費100万円。これは図書の備品購入費でございます。西山中学校の教育振興費100万円。これも学校の図書購入費でございます。

次に社会教育費、社会教育総務費ということで、これにつきましては、報償費というこ

とで、きめ細かな事業の中で、講演会等をやりますので、その講師謝礼。あと需用費にはそれに伴う印刷製本費等でございます。あと公民館費で100万円ということは、図書購入の100万円でございます。生活活性化施設管理費ということで、補正額43万円。これは光熱水費でございますが、今回の豪雪によりまして、燃料費等がかさんでおりますので、その分の補正でございます。

次に保健体育費の学校給食費870万。これは今回のきめ細かな事業の中で備品購入ということで給食の調理用備品の購入でございます。

予備費ということで、予備費で4,694万1千円の減でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

6番、小林功君。

○6番

11ページの農林水産業費で、施設管理の備品費としてですね、2,100万円計上されております。この備品については、その必要性というもの十分考えていただいて、公平性を欠かないように有効に考えていただきたい。それで執行していただきたいと考えますが、その辺いかがでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

この事業につきましては、今回、きめ細かな事業交付金ということでございますので、国の事業内容に即したようにですね、この財源を町民の方々にご説明できる内容で、十分協議しまして、執行をしてみたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

他にございませんか。

1番、横田善郎君。

○1番

私もやはり今の農業振興費の2,100万については、たあだ、やるつとがないから、だから買ってあずけて運営させんだと、あるいは金が来たからやらせんだというようなことでは、とてもこれは農業振興の基本には全然なっていないと思うんです。やはりもう少し、ソバであれば、いろいろ作付けから販売から、あるいは6次産業化から、そういったがなから全部計画の中で、本当にそこに位置付けられるのかどうなのか、そこらを十分に検討してやらないと、たあだ金が来たからやるような感じが、どうしてもイメージ的に。そこら一つよろしくお願ひしたいと思ひますが、これについては、むしろ私は本当に今まで反対の考えなんですけど。

それから、次にお尋ねしたいのは、いわゆる14ページに備品購入費としてから、各小

学校、中学校に100万ずつ400万と、それから公民館に100万と、これは一律100万ずつなってるわけなんですけど、これは、とりあえず、ちょっと時間がないから、各学校に100万ずつ割り当てて、あと買うのは学校にお任せして、その中で多少の増減はあるっていう、100万以下の考えてやっていくっていう考えなんですか。

いま一つ、この学校給食費の中で、備品購入費で840万、で中身いろいろ考えてらっと思うんですが、スチームオープンとか低温真空冷却機とかいろいろありますが、これらについては、十分にその内容を検討してから、この840万っていう予算を計上されたんでしょうか。

その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

横田議員に農林水産業費の備品購入費についてお答えいたします。

先ほどいろいろご審議いただきましたが、今ほど、有効性、公平性をもって予算の執行を行ってくださいという要望もありました。柳津町の農家のためになるような予算の執行をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長

教育課長。

○教育課長

各学校に割り当てをいたしました100万ずつの図書購入費についてお答え申し上げます。

予算につきましては、毎年、図書の購入費は、各学校10万円ずつをもとにして、この範囲の中で買ってくださいということで、ずっと例年通してきました。ぜひ充実を図りたいという点と、図書の他に図書を収める図書棚等も、これも備品購入の中に含んでおりますので、各教室にも設置したいということでございます。

ただ現在のところ中身について、どの本を買うかまでは、まだ決定しておりませんので、各学校の中で、この予算の範囲の中で、整備したいというふうにして考えているところであります。

学校給食費の備品購入費でありますけど、柳津町の学校給食センターができてから、大分時間も経つところもあるし、近隣の町村でも、かなり給食センターが新しい施設になっておりまして、それだけ設備もいいものもかなり出ております。私たちの給食センターの中では、なかなか新しい大きいものの買い物ができないでいて、今の施設を修繕しながら何とか使っていたということでございまして、いつかはやりたいなというふうにして思ってたところにこの事業が出てまいりましたので、これを機会に、ぜひ整備を図りたい。いわゆる、おいしいものを安全にということで、そういうふうにして選択したものでございます。

備品の購入に当っては、今持っているものはカタログ等の値段を参考にして出しております。

すけども、実際の購入の際には、十分吟味した中で整備してまいりたいというふうにして思っております。

○議長

1 番、横田善郎君。

○1 番

給食センターのピーク時にはやはり700人食ぐらい作ってたと思うんです。現在は多分、その半分程度でないかと思うんですが、そういった中で、施設は今、答弁いただきましたとおり、かなり老朽化してから、全体的にもういろいろ問題点も、保健所等の指摘もたまにあるということも聞いておりますが。やはりこういう内容等について、根本的に全部システムから変えなくちゃなんないじゃないかって、ちょっと心配もしたもんですから。そのばっつけばっつけみたいないな感じで買って、あるいは修繕でなるべく長く伸ばそうという気持ちも分かるんですが、もう少しこういう機会であれば、根本的に、これからの児童数とか何かも勘案しながら、本当に300人程度だと、もっと効率的なことも検討されたほうが良かったのかなという思いもしたんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長

はい、教育課長。

○教育課長

只今のご質問ですが、確かに建物も老朽化はしておりますが、保健所の指導という、先ほどありましたけども、保健所の指導があったものについては、逐次改築していいですか、修繕をいたしまして、直しております。パイプの配管の汚れとか、あるいはシンクを直せとか、そういう話あるんですが、今回の中でも、手洗いする設備が冷たい水道のままでは駄目だと。いわゆる冷たい水道のままでは、長く洗ってられないので駄目だという保健所の基準が変わりまして、お湯の出る設備でないと駄目だということで、今回のこの事業の中にも、お湯が出るような手洗い場所を作るように計画しております。

確かに、根本からってという話、あるいは給食の人数等の減少もありますけども、今ある設備で今の給食を実施しておりますので、それを新しい機械にする、あるいは能力の落ちているものを元の状態に戻す、例えば冷蔵能力とか、そういうものを元の状態以上に戻したいと思っているんですが、そういうことで機能回復を図っていきたいということを考えています。

それから、急に冷却する、冷ますような必要のあるやつもあるわけですが、それらについては現在、水で冷まして給食を提供しているというところもありまして、それを最新鋭の機械ということで、急冷が効くような設備も導入したいということでの中身を見ているところであります。

なお、予算的には、先ほど申し上げましたが、全てのものを吟味してといいますか、値段的に吟味して決めたものでありませんので、なるべくいいものを安く買うというのが原則でございますので、そのような買い方をしてまいりたいというふうにして思います。

建物自体については、今のところ雨漏り等、そういうものもございませんので、今の施設で十分、しばらくの間は使っていけるものというふうにして思っております。

○議長

1 番、横田善郎君。

○1 番

確認しますが、そうするとこの840万の備品購入費を実施すれば、今後、細かい点についての修繕等が出るかもしれないが、基本的にはこれで十分、当分の間やっていけると、給食センターの運営についての基本的な給食については大丈夫なんだという認識でよろしいでしょうか。

○議長

はい、教育課長。

○教育課長

今ほどおっしゃっていただきましたように、多少の修繕は出てくると思いますが、当面大きい買い物については、この中でやっていけるものというふうにして思っております。

○議長

他にございませんか。

7 番、荒明正一君。

○7 番

さっきの会議については、遅れて申し訳なかったと思います。それに関連して、お尋ねしたいと思いますが、除雪作業員の賃金317万上がっているわけですが、これについて別に異論があるわけではありません。ただ、万が一、作業員が怪我なんかした場合には、機械を使っている場合には当然、機械にも保険掛けてあるし、いろんな面でサポートされているんだと思いますが、例えば、役場の西山支所の屋根に上がって、間違っ転落したとか、そういう場合のサポートっていうのはちゃんとなるシステムになっているんですか。なっているんだろうとは思いますが、そういう場合の保険の取扱いについては。

○議長

総務課長。

○総務課長

柳津町で、除雪作業含めまして、臨時で雇用する場合には、町のほうで保険に入っております。それが業務によるものであれば、全部になります。そういったので、そういった除雪作業の合間に施設の除雪をお願いしたとか、そういう分では業務として全部行っている分については補償になります。

○議長

7 番、荒明正一君。

○7 番

続いて、13ページの豪雪対策特別交付金112万上がっているわけですが、この使い道はどのようになっておられるのかなということでもあります。

それと同時に、今度の土日については冬まつりがあるわけですね。そういう状況を考えた場合に、この252から冬まつりの会場まで行く道路の状況というものを考えた場合に、今のままでは、甚だまずいんじゃないのかなというふうに思うわけです。そのことを担当

の職員に言ったら、あそこやったら他もやんなんねくなんべなんていう話だったんですけども。そういうことではなくて、豪雪対策本部というもの設置されているわけですから、それなりの対応をしてもいいんじゃないのか。そして今、そういう祭りごとがあるわけですから、お客様が来たときに、どこに店あんだか、何あんだか分かんないような状態では、まずいだろうというふうに思うんで、早急に間に合うように対応すべきではないのかなというふうに思います。

それで、そこやったらまたやんなんねえかっていう話なんですけども、今の私が言った252のこっちから見ると右側の道路に、その場合は、歩道を除雪したんだと、歩道を除雪してやったんだということになれば、そういう、もし不公平じゃないかということ言われた場合には、そういうことで納得してもらえないんじゃないか、いうふうに思いますので、その辺はきめ細かに対応していくことが、今年の場合の大きな一つの考え方として持つべきじゃないのかなというふうに思いますが、善処をお願いしたいと。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

負担金及び交付金の112万円でございますが、これにつきましては、柳津町の豪雪の対策本部として、町民の方々に支援をするというような考えで協議してまいりました。それで今回、この豪雪対策交付金というものは、各47の行政区あります。その部分について、1行政区当たり1万円、プラスそこに戸数分として、1戸当たり500円ということの基準を設けまして、それにつきましては当初、全地区に交付金という形で交付するかという考えもありましたが、中によりましては、行政区それぞれ対応が異なっておりますので、考え方としましては、行政区の区長さんから交付金という形で補助申請をしてもらうと。そしてその申請を受けまして、地区で今回の豪雪に対しまして、地区が主体となってやってもらうようにしまして、地区の公共施設の除雪等、あとは道路ですね、普通町がやってない道路についての除雪。あと消火栓、消防施設等の除雪、そういった公共の除雪を行政区が中心となってやった場合に使ってもらおうということで、今回、それぞれ基準を設けまして、地区に交付するという形で計上をしたわけでございます。

以上です。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

只今の質問は、冬まつり会場周辺の国道252のことだと思いますが、連日の豪雪で、現在は道路状況も大変悪い状況になっています。当日の祭りの日までは、県、町問わず、利用されるお客様に不便を掛けさせないように、きっちり除雪のほうはやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

これは直接関係あつかねえかっていうと関係ねえって言われんだかもしれませんが、今回の豪雪に対して私も何件か歩いて聞いたわけです。その中で問題になったのは、防災無線があっけども、十分に管理されていないために分かんなかったと。情報が伝わっていませんでしたということがあったわけです。それは何でかっていうと、電池そのものが入ってるんですけどもなくなったの分かんなかったと。私も実際のところ、去年、おととしまで、何年も構わねでおったんですけど、それ以来直したから、今年の場合は差し支えはなかったわけですが。そういうことに対しても、本来ならば、きめ細かに対応して何かの形をとっていくべきでないのかなというふうに私は思ったんです。

だから、今回の豪雪対策の上でも、そういう情報がちゃんと末端まで伝わるような配慮が必要ではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今回の豪雪につきましては、防災無線を通じて各行政区、地区等に連絡したわけですが、その防災無線が聞こえないということでは、有事という事態には対応が遅れることとなりますので、その辺については、十分注意してまいりたいと思います。それと、今後につきましても、これから屋根の除雪、雪崩等の心配がありますので、そういったことについても、防災無線等で注意を呼び掛けてまいりたいと思っております。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

あと危険箇所がそれぞれ、今になってくっと大分なくなってきたかなというふうには思うんですけども、この前、ある集まりで指摘されたのは、斎藤清アトリエ館。あそこの屋根の雪が落ちそうになって危ないということでもあります。そこで私も写真撮っただけじゃあ、今日入ってなかった。そういうこともありますので、その辺は十分に点検した上で安全確保のために万全を期していただきたい。

あと通学路についても、私もそういう話を聞いてから町なかずうっと歩いたら、それほどではなかったんですけども、それでもやっぱりきちっと屋根の雪は落としておけたほうがいいんじゃないのかなという箇所もあったようでありますので、これは教育委員会のほうでも十分に点検していただいて、通学路の安全確保のために努力していただきたいというふうに思います。それは答弁はもらわなくても、やってくれることを確信して、それはそれで終わります。

あと先ほど何回か質問ありましたように、農林振興費の施設管理備品費のことなんですけども、これは結局は、これまでこじれてきた一つの大きな原因というのは、町長が生産

から消費に至るまでの一つのプロセス的なことをちゃんと立てないで、ソバ、ソバ、ソバ、ソバって、生産することだけに重点を置いてきた一つの大きな結果がこういう今の結果になってるんじゃないかな、いうふうに思います。幸いにして今年は、3年計画で乾田化のための工事をやるという、それはまあ3月の予算だと思うんですけども、当然。そのように本来、適地適作をきちっとやった上で、それで生産なったがな、どういうふうなルートで、柳津町のソバが消費されているのかということ十分に把握も何にもしないで、ソバ、ソバ、ソバ、ソバって言ってきたところに、大きな一つの原因があるんだろうというふうに思いますので、その辺をきちっととらえた上でやっていただきたい。

あとそれと、先ほども会議の中であったように、振興公社について、やっぱりそれと同じで、去年、私も3月に質問したりして、一部そういうなったようなところがあるわけがありますが、何たって今、柳津のいろんな組織の状況等を見た場合には、あるんですから振興公社が、これから作るんじゃないんですから、それを有効に活用していくということが必要だろうというふうに思いますので、その辺も十分にとらえた上で、対応していかないと、機械買ってもらってから機械買った。あれしたっけがまた誰かこっち行った。そういうばらばらでなくて、関連性のある取り組みをしていかなければ絵に描いた餅になってしまいますので、そのような関連性、連携の取れた対応策を考えていただきたいというふうに思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

荒明議員のご説もとてもだと思っております。それらについては、きちっとした生産体制、それぞれの役割分担を担う場所をきちっと整理した上で、これから対処していくと。それは、これからも強く望んでいきたいと思っております。

○議長

補足して、教育長。

○教育長

ありがとうございます。一つは公共施設、アトリエ館、心配してます。私ども見てきましたし、今日、課長も再度確かめて、これは落とすように頼みましたので、近々落とせるかと思えます。その他の公共施設についても、昨日ですか、課長があちこちの公共施設見て回りまして、危険なところとかそういうところは確認してまいりました。

あと一つ心配なのが、子供たちの通学ですよね。これは本当に心配しています。それで学校のほうには、とにかく危険なところあったら、すぐに報告してほしいということで、特に教頭通じて、教育委員会のほうに来て、そういったところ確認しておりますが、今のところ、あまり、なくなりました。でもこれはやはり、学校だけでなく、教育委員会もそれに注意をして見ていきたいというふうに思っております。

幸いにもバス通が大変多くなりましたので、ある面では大変いいんですけども、防犯ボランティアもありますんで、そういう方々にもお話をして、通学時の安全には万全を期し

ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

7番、荒明正一君。

○7番

先般、我々有志議員と申しますか、そういう感じで、あるところに除雪に、雪下ろしに行くかということだったんですけども、実際には行かなかったんです。相手の方が迷惑がって、いいというような話があったわけです。

そこで、この豪雪、雪については毎年あることでありますから、少なくとも降んねじまった年はないわけでありますから、そうなった場合の、その対応策として考えた場合に、我々議員としても、この前の集まりだけじゃ、ぬさたちやんねで誰やんだなんつう話になって、そういうこと考えますと、一つは町当局が音頭を取って、議員なら議員のほうに協力してもらえないかというような話で持ってくるような一つのシステム的なことを決めておく必要があるんねえのかなと。我々勝手に行くと、選挙違反だの何だのかんだのって、いろいろ、それまで考えっことねえと思うんだけど、そういうこともあるらしいんで、それを町が入って、その中でやっていけば、人間だから、立場っていうのいろんな立場に変わるわけですよ。議員になったり、個人になったり、おれの場合は区長になってみたり何なってみたり。それいろんな、それなりのことはできるはずですから、その音頭はやっぱり執行部のほうにやってもらって、立ててもらって、協力を願うというような方法を取っていけば、強制的でないにしてもできるんじゃないのかなというふうに思ったわけであります。

それらも十分検討していただきたいと思いますが、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

なお、うちのほうでも、この豪雪対策の本部長であります、私でありますけども、防災に関してもそうですが、どうしても我々は安全だという認識の中で、この雪も、ほど峠を越してやむだろうという、そういう観念が多いと思っております。そういった中で、定時的に、例えば雪降ったならば15日間隔で最低でもそういったところは地域の皆さんはじめ、多くの皆さんの手を出しながら管理をするような、そういうシステムを作っていくべきでないかなと、今つくづく思ってるんですが、それらに対しては、先ほど全員協議会でもお話をしたんですが、建築業の組合の皆さん、そしてまた災害協定の皆さん、いろんな角度の皆さんと話し合いをしながら、そのような形ができないか、これからも検討していきたいと。

そしてまた、大変ありがたいことに、役場のOBの皆さんが組織化をしていただきまして、役員の皆さんが、老人のそれぞれの施設を除雪体制でボランティアで行っていただきました。大変ありがたいことでありますので、議員の今の心を大事にしながら、住民と最

も身近な皆さんでそういったことができるような体制づくりは最も必要であると認識をしております。

○議長

よろしいですか。（「いま1点だけ」の声あり）

7番、荒明正一君。

○7番

先ほどの会議の中で、総務課長からお話しあったんですけども、振興公社の件であります。それはいまの段階では、法人の問題でなかなか私が言ってること、そのまま受け入れるというわけにはいかないという話なんですけども、これから先のことを考えた場合には、そういうふうなことで、そういう方向に進んでいくというようなお話だったんですけど、その辺のきちっとした見解をお願いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

やないづ振興公社については、財団法人という形で今運営をしているわけですが、法律の改正によりまして、財団法人というもの見直しがございます。ですので、これが今柳津町の指定管理者というふうになっておりますので、今後の事業を進めていく中では、財団法人というのは、なかなか問題があるということで、この前の決算審査の中でも監査委員のほうもありましたとおり、財団法人の見直しについては、法人化になっておりますので、その理事会の中で、十分早めに協議をしてもらおうということで指示をしてあります。

以上でございます。

○議長

他にございませんか。

1番、横田善郎君。

○1番

2点ほどお伺いします。今回の補正予算については、きめ細かな交付金事業に伴う補正予算が主だと思うんですが、これについて、内容見ますと、ほとんどが修繕工事とかあるいは備品の購入、中には緊急性のあるものもあると思うんですが、一般的に何か緊急性に欠けたものが多いんじゃないかと。

これについては、確かに、今まで予算の都合上できなかったものについて、今回、処理してしまおうという思惑も、それはあつと思うんですが、この事業計画に当たっての町の基本的な考え方、あるいはきめ細かな交付金とは一体何なのか、このことについて、関連してから、一つお聞かせ願いたいと思います。簡単で結構ですので。

もう一つは、今回子宮頸がん等のワクチン接種事業の予算を組んでおられますが、これは前の説明ですと、2月から実施したいというようなことであつたと思うんですが、これは多分、今年度だけなのか、ちょっと私も説明受けたときに聞き漏らしたかも分かりませんが、23年度も同じような補助率をもって、負担率をもってから予算化して実施する計画があるのかどうなのか。新聞等見ますと、他の町村では23年から実施つていうところ

の町村も多かったものですから、町としての考えはどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

このきめ細かな交付金については、国のほうの地域活性化対策の交付金事業ということで進められておりまして、今まで何回かあったわけなんです。その中で、この交付金事業については、地域の雇用関係とか、経済の活性化、そういったものに使うためということで来てるわけですが、それで柳津町の事業の中でも、ある程度、振興計画とかいろんな事業あるわけですが、その中に組み入れて、事業がより効果的に進むように役立てたいとは思っているわけですが、交付金の来る時期というものが、年度の後半ということで、大変、期間的に短い分とそれを予算組みまして、事業執行するに際しても繰越をしなければならぬというような状況になっておりまして、なかなか使い道についても、それぞれ検討しておるわけですが、今回もきめ細かな事業ということで、今までなかなか町でできなかった、財源等のこともありましてできなかった部分について、国の補助対象、そういったものならない分について事業を進めるというのが、今回の主な方針的な部分でもありましたけれども、なるべくこういった事業を入れながら、町民の生活とかそれに役に、そしてまた活性化につながるような事業ということで、今後、事業もこういうのがあれば、そういうふうな方針で取り組みたいという考えは持っております。

以上でございます。

○議長

町民課長。

○町民課長

只今の1番議員からのお答えでございますが、今回、対象の実施期間というのが、22年度、23年度という2カ年で国のほうから示されております。24年の3月31日までの2カ年ということでありまして、これらについても、実施関係等については、今回3つの部分があります。子宮頸がんのワクチンとヒブワクチン、それから小児用の肺炎菌関係のワクチンというようなことで、3つあるわけですが、今回、子宮頸がんのワクチンについては、ある程度、年齢が決まっております、中学校から高校1年というようなこととなります。

これらについては、今進めている中において、町において進めたいというのが、高校1年生が今いるわけですが、高校1年生が来年23年度から実施となると、受けられないような事態も出てきます。今回、22年度で受ければ、3回受けるような形になるんですけども、1回受ければ、次年度も補助関係の対象になるというようなこともありまして、2カ年の中で何とか進めていきたいというようなことで考えております。

議員のおただしの中で、いつ頃からこれ始めるんだというようなことですが、今回の議会の中で通していただきまして、2月の中旬には何とかこれらの内容等を住民の皆さんに出していきたいなというような考え方を進めていきたいというような考え方を持っ

ております。

以上です。

○議長

1 番、横田善郎君。

○1 番

まず、子宮頸がん等の摂取なんですけど、これ一つは、同じ条件で、いわゆる負担率とか年齢等いろいろ条件あつと思うんですが、その同じ今のこの予算化するとき計画した、同じ条件をもってから、23年度も予算化するののかということお尋ねしたかったんですが。

それから、もう一つは、今、総務課長の答弁いただきました、その内容等について、これ国の補助や県の補助に当てはまらないものについてをきめ細かくやっていくんだということ、確かにその通りだと思うんです。であるならば、この計画等について、当然、やはり補助等で、これ大変であっても、交付金は他にも使えるわけですから、できるだけ、この事業計画の中でも、緊急性を要しないものであれば、やはり補助等を計画してから、よく吟味してから、計画性を持ってから、その補助金等で当てはまるものはやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

まず、町民課長。

○町民課長

只今ご質問の分についても、22年、23年、同じで進めていきたいというふうに考えております。23年度の当初予算にもこれらの内容等も入れて進めていきたいというような考え方をっております。

○議長

総務課長。

○総務課長

今、議員からありましたように、補助とかそういうものがある事業に対しては、なるべく補助を優先させまして、本当に財源的にない部分について、こういった事業で今後進めてまいりたいというふうに思います。

○議長

1 番、横田善郎君。

○1 番

町民課長、同じ条件というか、条件をもう少し、他町村がもう少し、全額補助とか何かとかやってるのもあるものですから、そういったがなで補助を見直しやるような考えでなくて、あくまでも今の、この予算で組んだ条件でもって23年度以降も同じ条件でやるのかということお尋ねしたかったんですが。

○議長

町民課長。

○町民課長

一応、柳津町としては同じで進めていきたいという考え方をしております。

(「了解しました」の声あり)

○議長

他にございませんか。  
これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第2号「平成22年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり) (「私は、農業振興費の2,100万は凍結しますと、議員との話し合いがつくまでは凍結しますということを明確にした上で採決していくことを私は望みます」という声あり)

◇

◇

◇

○議長

暫時休議します。(午後2時31分)

○議長

議事を再開いたします。(午後2時33分)

◇

◇

◇

○議長

再度、お諮りいたします。

議案第2号「平成22年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第6、議案第3号「平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

先ほど第3号議案まで読んでしまいましたが、申し訳ありませんでした。

議案第3号「平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

尚、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第3号「平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてご説明をいたします。

規定の施設勘定の歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,767万5千円とするものであります。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

21ページをお開きください。まず歳入でございますが、繰入金ということで、一般会計の繰入金290万円でございます。

次に行きまして、歳出でございますが、総務費、施設管理費の一般管理費で、補正額290万円。これは施設の改修工事でございます、これは西山支所診療所の外壁のはく離修繕の工事でございます。

○議長

これより質疑を許します。

5番、鈴木吉信君。

○5番

この西山診療所の外壁の改修工事ということなんですが、我々、産業厚生常任委員会でおとし、2年前ですか、見た段階において、工事を行ってから1年過ぎた段階で、もうぼろぼろはがれているというような状況でした。当時、我々、産業厚生常任委員会のほうで今後、あれを改修工事等するならば、業者の選定、または原因が何なのか。その部分に対して慎重に調べた上で、今後の工事等に当たるようにというようなことがあったわけなんですが、今後、改修されるに当たりまして、どのような工法等で行われるものなのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

西山診療所の外壁のはく離につきましては、南側ですか、それが特にひどいということで、業者のほうにお伺いしました。そしたら、施工した業者さんのほうから説明を受けたんですが、その当時ですね、外壁の塗装材については、なかなかメーカー的にも優れているというものは判断ができなかったというようなことで、今ですと、そういった外壁のはく離というものは起こらないそうですが、今から10年近く前に、外壁の塗装材としては普通こういうものを使ってるということで、それで吹き付けをしたそうなんですが、その当時、そこまでの経年劣化、そういったものが基準としてははっきりなかったもので、メーカーとも相談しまして、調査したところ、それは材質によるものが原因だろうというようなことで、その部分については、はく離しているというのが最大の原因というようなことでございました。

ですので、その部分については、建物自体の経年とかそういうものをしっかりした上で、塗装材については、相当いいものがあるそうなので、それであれば大丈夫だというようなことで話を伺っております。正式に文書でということですが、口頭で一応、説明を私、この予算の段階で受けてまいりました。

以上です。

○議長

5番、鈴木吉信郎君。

○5番

今、総務課長から説明あったわけなんですけど、実際、あの工事、この前のやったがなは、その来年にもうあのような状態だったもんで、今後、町として、やっぱり業者の選定、または工種、工事の方法等に対しては、十分に検討した上で、やはり工事を行ったものがその来年にはもう駄目だというような話ではどうにもなりませんので、堅く厳重に話を申し上げて、対応していただきたい。そのように思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

答弁は。（「結構です」の声あり）

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第3号「平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第7、議案第4号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第4号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明をいたします。本案は、柳津中学校校舎耐震補強大規模改修工事について、改修内容に変更が生じたため提案するものであります。

尚、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願ひいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第4号「工事請負契約の変更について」補足して説明を申し上げます。本案については、柳津中学校校舎耐震補強大規模改修工事の工事内容に変更が生じたために変更するものでございます。

当初、6月18日の議会におきまして、1億5,225万円として議決をいただき、その後、外部の避難用の階段の設置ということで、12月17日に970万ほど増額して変更したものの再度の変更でございます。

今回の変更につきましては、校舎の東側の改修、いわゆる梁のクラックとか、それから西側の梁のクラックあるいは外部のクラック等のものが当初ある程度の予期はしておりましたが、その数量が大きく異なりまして、事業費で470万1,900円ほど増額になりまして、そこに書いてある金額、1億6,672万5,300円とするものでございます。

これによりまして、柳津中学校の改修工事につきまして、変更すべき全部の数量を拾って、現在、工事を鋭意進行しているものであります。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

6番、小林功君。

○6番

今回の東側の改修工事が必要になったと。当初より梁のクラックが、大きな改修が必要になったということですが、この理由をもう少し詳細に教えていただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

まず、外部の工事ではありますが、外壁の改修工事を当初設計は14メートルほど見ておりましたが、実際に外壁をむいて中身を調べましたところでは、169メートルの補修が必要になったというものがございます。

それから、片持ち梁というところ、外部に出ている片持ち梁ではありますが、当初、外形から見たところでは、改修の必要はないというふうにして判断したんですが、実際に外の塗装部をむいてみますと、やはりクラックが入っていたために、その補修が必要になったということで、追加の6カ所を見ております。

それから、もう一つ、一番大きかったといいますか、それが内部の躯体の補修、いわゆる大梁を天井をむいて梁を見てみたところ、クラックが入っていたために、そのクラックの補修が必要になったということで、その補修を行った経費を含んでおります。

細かいのはまだありますけども、大きく言っただけはその辺になります。

○議長

他にございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第4号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第8、議案第5号「指定金融機関の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第5号「指定金融機関の変更について」提案理由の説明をいたします。本案は、現在の指定金融機関との契約が3月31日で終了するのに伴い提案するものであります。

尚、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第5号「指定金融機関の変更について」補足してご説明を申し上げます。

指定金融機関の指定につきましては、地方自治法施行令の168条第2項、これは議会の議決を経て指定金融機関を指定するというものでございます。それに基づきまして、

「柳津町に属する現金の出納のため指定金融機関を下記のとおり変更するものとする。」

ということをございまして、指定金融機関は、役場が昭和61年の11月に完成しまして、その翌年度の昭和62年の4月から指定金融機関を指定しました。その際、柳津町には農協と会津信用金庫ということでありまして、その中で議案を出して協議した場合に議会と執行部との申し合わせということで、2年交代ということでありましたので、その慣例に基づきまして、今回、指定金融機関の変更をするものであります。

今回の指定金融機関の機関名は、会津みどり農業協同組合でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

1番、横田善郎君。

○1番

これはお願いなんです、要望なんです、臨時議会についてはやはりメインとなるテーマが決まって、例えば今回であればきめ細かな交付金事業に係る臨時会というような中で臨時会が開かれたと思うんです。それに伴って、いろいろ関連するもの少し出るのは当然だと思うんですが。

それが、臨時会が開かれるからってということで、工事請負契約等について最初の議会に対して提案しなくちゃならないというのは分かるんですが、この指定金融機関の変更等について当然分かってる話ですので、これは当然、定例議会でかけるべきだと私は思うんですが、これにかけて悪いってことはもちろんないんですが、これは地方自治法等についても、そういう整合してみたら、違法ではないが適切でないってことに該当する可能性もあるものですから、よく検討していただいて、こういう提案する時期をみていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

只今、横田議員からありましたように、これは定期的な変更でございます。定例会で提出すべき案件であると私も承知しております。本来であれば、12月の段階で提案すべきところ、提案漏れてしまいましたので、今回臨時会ということになりましたので、今後はそんなことのないように十分注意したいと思います。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

○議長

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第5号「指定金融機関の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

以上をもって、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成23年第1回柳津町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労様ございました。(午後2時51分)



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する

柳津町議会 議長 田 崎 為 浩

同 議員 菊 地 正

同 議員 羽 賀 弘

同 議員 鈴 木 吉 信